

「アスベスト(石綿)」問題について

昨今、一部企業の「自社製品を製造していた作業者のアスベスト(石綿)被害の開示」をきっかけにマスコミなどからその危険性が社会問題としてクローズアップされています。

建築物に使用されているアスベスト(石綿)の中で最も問題となっているのは、吹付け石綿等を使用している場合で、石綿粉塵を吸込む可能性があるので、

吹付け石綿等は建築物の耐火性能、保温性能を目的(主

に機械室、ボイラー室等)に

鉄骨構造の梁、柱等や建造物の天井、壁等に吹付け材として昭和六三年以前まで使用されてきました。吹付け石綿等の多くは経年により劣化し、そこに居住あるいは従事する人は浮遊石綿粉塵の中で生活していると云えます。

また、吹付け石綿等以外にも石綿を含有している建築材料は多岐に渡り存在し、現在でも使用されています。現在、飛散性のないものについては問題視されていません

アスベスト(石綿)

埼玉県において、八月に県有施設のアスベスト(石綿)の使用の可能性のない施設を除く1、446の施設について再調査を実施したところ、吹付け等の使用が確認された施設は586施設で、全体の40%となりました。これらの施設については今後、目視により使用が確認された吹付け材等について、アスベスト(石綿)含有及び飛散の可能性を

問題が急浮上

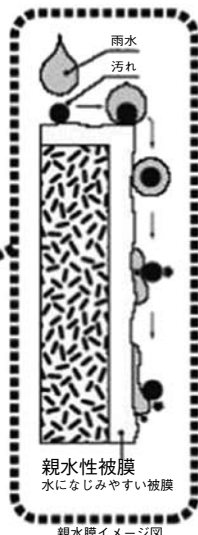
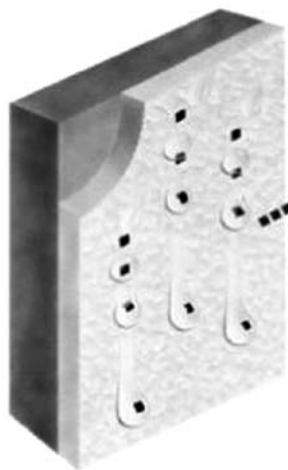
調査するため専門機関に資料採取及び分析を依頼する予定であるとしています。また埼玉県環境部青空再生課では、全国のアスベスト(石綿)製品取り扱い企業において健康被害がみられることから、①アスベスト(石綿)による健康不安 ②アスベスト(石綿)の飛散防止等環境対策 ③建築物における使用状況などに関する相談を受け付けています。

が、早急にアスベスト(石綿)を含有する建築材料の情報開示を進め、取扱い基準を詳細に定めるべきです。

それでは、アスベスト(石綿)が私たちのマンションライフとどのような関わりがあるのでしょうか。マンションでは給排水管などの設備、天井や壁の石膏ボードや吸音ボード、防火カーテンなどにアスベスト含有製品が使われている場合があります。

マンションにおいては、専有部分のリニューアル時の解体作業、大規模改修時の共有部分の解体作業、建替え時期を迎えたマンションそのものの解体作業時にアスベスト(石綿)の粉塵を吸い込む危険性があるため、「石綿障害予防規則」(平成十七年七月一日付施行)に基づき、個々の発注主から解体請負人へアスベスト(石綿)の使用状況等を通知するよう努めなければならぬことになりました。

このアスベスト(石綿)問題はマンションにとっても重要な問題と言えます。国や行政の早急な対応が望まれます。



全くの「逆転の発想」から誕生しました。このアレスセラホールド工法は、従来常識とされていた、水をはじく撥水性を覆し、水になじむ親水性という常識を生みました。それは、雨水が汚れと一緒に取り去るセルフクリーニング機能により、住まいの外壁の汚れを寄せ付けず、美しい外観を長く保ち続けます。



低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールド工法

(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社
建設塗料本部

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料

アレスセラフツ

低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料

アレスセラレタ

本社 〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
TEL.(03)5711-8901 FAX.(03)5711-8931